## 平成30年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当内訳書

総務省自治税務局都道府県税課長通知「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費について下記のとおり明示します。

## (歳入)

地方消費税交付金 うち社会保障財源化分 643,543 千円

277,776 千円

(歳出)

「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費

5,915,686 千円

【経費の内訳】 (単位:千円)

								財	源	内 訴	1
	経	費		名		経 費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民	社	会	福	祉	費	2,315,14	6 766,512	24,600	44,303	1,479,731	113,043
生	児	童	福	祉	費	2,384,84	9 882,124	22,600	237,081	1,243,044	94,962
	生	活	保	護	費	282,49	5 223,238	0	0	59,257	4,527
費	小				計	4,982,49	0 1,871,874	47,200	281,384	2,782,032	212,532
衛	保	健	衛	生	費	433,83	8 15,450	41,000	16,674	360,714	27,557
生	清		掃		費	499,35	8 0	0	6,040	493,318	37,687
費	小				計	933,19	6 15,450	41,000	22,714	854,032	65,244
	合			計		5,915,68	6 1,887,324	88,200	304,098	3,636,064	277,776

「社会保障4経費」・・・ 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 (消費税法第1条第2項)

「その他社会保障施策」・・・ 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策